

令和8年1月30日 第50号  
編集 厚生労働省 社会・援護局  
地域福祉課  
生活困窮者自立支援室

## スキマ時間のおともに！ ヒントが見つかる 生活困窮者自立支援制度ニュースレター

就労支援特集号

50  
号

### 【この号の内容】

#### 1. 生活困窮者について自立支援制度における就労支援について

- ◇生活困窮者自立支援制度の就労支援に関する課題について
- ◇モデル事業の内容について！
- ◇今後のスケジュール

#### 2. 認定就労訓練事業について

- ◇認定就労訓練事業とは・・・
- ◇令和6年度認定就労訓練事業の実態調査の結果を公表しました！
- ◇横浜市就労訓練事業交流会に参加しました！

#### 3. ご報告・お知らせ

- ◇令和8年度当初予算案のご案内
- ◇全国研究交流大会in滋賀を開催しました！
- ◇分科会6 「専門官と一緒に私たちができる」包括的な相談支援を考えよう！」  
たくさんのご参加、ありがとうございました！
- ◇現任者向け（ステップアップ）研修  
全6ブロック開催しました！  
参加者のみなさま、お疲れ様でした！

◎編集後記

### 1. 生活困窮者自立支援制度における就労支援について

#### 生活困窮者自立支援制度の就労支援に関する課題について

○生活困窮者自立支援制度における就労支援は、主に以下の3つの事業があります。

##### \* 自立相談支援事業における就労支援

…ある程度、時間をかけて個別支援を行うことで就労可能な者や、他の就労支援策の適用がない者を対象として、「本人に合う職業紹介や求人の開拓」や「認定就労訓練事業の利用あっせん」、「認定就労訓練事業所の開拓」、「就労後の定着支援」などを行う。

##### \* 認定就労訓練事業

…本人の状況に応じた柔軟な働き方や体験活動をする必要があると判断された者が、都道府県知事等に認定を受けた法人で、実際の業務を体験するなどの実践的な訓練を段階的に行うことにより、就労に必要な知識や経験を習得しながら、本人が希望する就労や進路を目指す事業

##### \* 就労準備支援事業

…すぐに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、本人の状態像に応じた参加支援プログラム（例えば、グループワークや就労体験、農作業体験など）を利用しながら、一般就労に従事する準備としての基礎能力を養いながら就労に向けた支援や社会参加・就労機会を提供する事業

○生活困窮制度における就労支援に関する3つの事業については、地続きの支援で、そのときの本人の状況に応じて柔軟に支援できるように、横断的・一体的に行われることが必要です。

しかし、地域によっては、他の職種の支援員も掛け持ちで担当しているため、本人の個別のニーズに合わせた支援を受けられる状況とはなっていないという指摘もあります。

そこで、今年度からこの3つの事業を一体的に行う「生活困窮者総合型就労支援事業（以下「モデル事業」という。）」を、全国複数力所でモデル的に実施し、3つの事業を連携するためにどういったスキームが考えられるのか等を、調査しています。（モデル事業の内容については次のページ！！）

## モデル事業の内容について！

就労3事業の総合的  
実施がポイント！

### 【モデル事業の実施】

今年度は全国8箇所でモデル事業を実施しています。  
モデル事業実施団体で実施している内容としては、主に2つあります。

#### ①モデル事業の試行実施

法律上、就労支援に関する事業が分かれていることにより、支援の分断が起きている可能性もあると認識しています。そこで、就労準備支援事業・認定就労訓練事業・自立相談支援事業による就労支援の3つの事業を一体的に運用し、対象者を入口から出口まで切り目なく支援することで、より支援の効果を出せるのではないかと仮定を立ててモデル事業の試行実施をしています。

#### ②当事者評価の実施

就労支援の肝は本人の社会参加や就労する力などをどのように見立て、支援の中でその変化をどのように捉えていくかという観点です。そのため、令和元年度に開発されたKPSビジュアルライズツールの利用をしながら、対象者の方の変化を見える化しています。

### ★12月2日にモデル事業実施団体で中間報告会を実施しました！！★

モデル事業実施団体から、実際の取組内容について発表いただきました。  
中間報告会に参加し、印象的だったことをご紹介します！

\* 自立相談支援機関・自治体・モデル事業実施団体とで就労支援に関する打ち合わせをする機会を定期的に設定し、モデル事業の目的と支援方法などについての共有や意見交換を実施

\* どういった方であっても、人と関わり合うことで、変化や自身の気づきにつながるので、どのように人との関わりを作るかを考えることが大切

当室からもモデル事業の目的である「3つの事業を一体的に実施し、本人にあった支援が柔軟にできるよう事業間のつながりをスムーズになるような仕組みを見つけたい！」「3つの事業を一体的に実施することは、本人にとってもより効果的な支援につながっているかどうかを検証したい！」というところを改めて説明させていただきました。



#### 【モデル事業実施者】

- \* 都道府県  
一般社団法人京都自立就労サポートセンター（京都府）
- \* 政令指定都市  
一般社団法人パーソナルサポートセンター（仙台市）  
特定非営利活動法人ユニバーサル就労ネットワークちば（千葉市）
- \* 中核市  
特定非営利活動法人シゴトシンク北海道（函館市）  
一般社団法人ダイバーシティ・スタイル（豊田市）
- \* 基礎自治体  
一般社団法人スナフキン・アンサンブル（陸前高田市）  
株式会社マインズ（宍粟市）  
認定特定非営利活動法人スチューデント・サポート・フェイス（佐賀市）
- 【調査研究事業実施者】  
株式会社メトリクスワークコンサルタンツ

### 【調査研究事業の実施】

生活困窮制度における就労支援に関する3つの事業を横断的・一体的に行えるようなスキームをつくれないうか・就労支援に関する評価について、現在の「就労率・増収率」以外でも何か指標を設定することができないかと調査研究事業をあわせて実施しています。

「就職」だけではない  
ゴールをどのように  
評価するのか？

## 今後のスケジュールについて

○生活困窮者総合型就労支援モデル事業の今後のスケジュールについては、以下のとおり想定しています。今後、また進捗があった際にはご報告させていただきます！！

### <令和8年度は検証の年！>

モデル実施団体の意見を取り入れながら作成した評価指標案を使い、新たな評価指標となり得るのか、効果検証を行う予定です。あわせて、3つの事業を一体的に運用すると、どのくらい支援の効果が出るのかといったことも検証していきたいと考えています。

なお、この事業を通じて、就労支援が十分に機能していないと感じておられる自治体に対して、効果的な支援手法をモデルとしてお示しすることも予定しています。

## 2. 認定就労訓練事業について

### 認定就労訓練事業とは・・・

#### 認定就労訓練事業の活用のため周知・広報や研修を実施します！

○認定就労訓練事業では、以下のような内容を実施しています。

本人の状況に応じた柔軟な働き方や体験活動をする必要があると判断された者が、都道府県知事等に認定を受けた法人で、実際の業務を体験するなどの実践的な訓練を段階的に行うことにより、就労に必要な知識や経験を習得しながら、本人が希望する社会参加、就労や進路を目指す。

○この事業は、自立相談支援事業や就労準備支援事業などの事業とは異なり、都道府県知事等から認定を受けた事業所（以下「認定就労訓練事業所」という。）が実施主体となっています。そのため、認定就労訓練事業所で実施している認定就労訓練事業の支援を、自立相談支援機関に配置されている就労支援員が行うことになります。

○政府においては、令和7年6月の関係閣僚会議において、「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」を取りまとめました。その枠組みの中で、社会参加に向けた段階的支援のうち、柔軟な就労機会の確保の支援として「認定就労訓練事業」の活用勧奨が挙げられています。

\* 就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議の資料については以下のURL・QRコードからご確認いただけます！！

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku\\_hyogaki\\_shien/kankeikakuryokaigi/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku_hyogaki_shien/kankeikakuryokaigi/index.html)



○これまでその活用方法が難しい、企業へのアプローチができない、マッチングがしづらいなどの理由で利用者数は多くない状況です。令和8年度からは、認定就労訓練事業の周知・広報活動や研修の機会などを通して、まずは皆様に認定就労訓練事業の意義を知っていただきたいと思います！

## 令和6年度認定就労訓練事業の実態調査の結果を公表しました！

○毎年度、都道府県・政令指定都市・中核市のご担当者さまに協力いただき、「認定就労訓練事業の実態調査」を行っています。今回、令和6年度の認定就労訓練事業の実態調査の集計結果を取りまとめ、公表しましたので、お知らせします！

集計結果については⇒のURL・QRコードからご確認くださいませ。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunit/suite/bunya/0000096460.html>



○また、認定就労訓練事業を実施する上での課題についてもさまざまご意見をいただきました。その中でご意見が多かったものを掲載します。

事業所による送迎がなく、交通手段や交通費の確保が事業利用に当たっての課題になっている

就労準備支援事業の利用者が、引き続き認定就労訓練事業を利用する場合は、その利用にかかる交通費について補助するというメニューを令和7年度補正予算で実施しています。ぜひ活用について、ご検討ください！

ご本人や企業に事業内容を理解してもらうことが難しい…  
認定就労訓練事業の認知度が低く、利用につながらない…

認定就労訓練事業の活用方法やマッチングについて研修等でご説明していきます。ぜひご参加ください！！また、パンフレットも作成予定です！

認定を受けるために必要となる書類の整備が企業にとって負担になっている

現在の申請様式の簡素化について、当室で検討したいと思います！

など

## 横浜市就労訓練事業交流会に参加しました！

○11月21日（金）の14:00～16:00に神奈川中小企業センタービルにて開催された「横浜市就労訓練事業交流会（以下「交流会」という。）」にお声がけいただき、参加しました。

○交流会は、本人を送り出す支援員さん（自立相談支援機関等）と本人を受け入れる認定就労訓練事業所の方が認定就労訓練事業を利用する上での困りごとや実際に認定就労訓練事業所でどういった内容の訓練を行っているのかなど、情報共有や意見交換を行うことを目的に実施されています。こういった交流会は双方で考えていることや課題などを共有することができて、事業活用・モチベーションの維持にもつながるのではないかと思います！！

### ★当日レポート★

○当日は第1部と第2部に分けて実施されていました。

第1部では、就労訓練推進事業を横浜市から委託されている「特定非営利活動法人ユースポート横浜（交流会の主催者）」から認定就労訓練事業についての事業概要・実績などをご説明いただいたあと、実際に認定就労訓練事業を利用している方の事例を2つご説明いただきました。

第2部では、第1部の内容を踏まえての意見交換や日頃の疑問や課題について共有する、グループワークを行いました。実際に私もグループにいられていただき、支援員さんや認定就労訓練事業所の方とお話しし、「認定就労訓練事業の利用について、本人へアプローチするけれど、本人にどのように目的を伝えるのか」ところが難しく、なかなか利用につながらない」「就労準備支援事業を利用した次の目標設定として、認定就労訓練事業を利用したいと考えているが、どのようにつなげればよいのか悩む」といったお声を聞きました。

### 3.ご報告・お知らせ

#### ◆令和8年度当初予算案のご案内

令和8年度当初予算案のうち、生活困窮者自立支援制度に関する主な内容について、記載します！また、令和7年度補正予算についてもご参考までに記載します！

#### 令和8年度当初予算案

##### ○ 住まいに係る相談機能等の充実

生活困窮者の相談窓口である自立相談支援機関において、引き続き、「住まい相談支援員」の配置を進め、福祉事務所設置自治体で、住まいに係る相談支援から入居時・入居中・退居時の支援まで、切れ目のない支援を行えるよう体制整備を図る。

##### ○ 認定就労訓練事業の普及促進

就職氷河期世代等支援にも資するよう、研修等の機会を通じ、認定就労訓練事業の更なる普及促進を行うことで、認定就労訓練事業の活用を推進する。

##### ○ 子どもの学習・生活支援事業の推進

子どもの学習・生活支援事業の基本基準額が長年据え置かれてきたことから、昨今の賃金上昇等を踏まえ、基本基準額の引上げを行う。

##### ○ 福祉事務所未設置町村における一次相談の推進

福祉事務所未設置町村における一次的な相談対応を推進することで、包括的支援体制の整備促進を図る。

#### (ご参考) 令和7年度補正予算

##### ○ 就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業の未実施自治体への導入支援

就労準備支援事業、家計改善支援事業及び子どもの学習・生活支援事業が未実施の市等の生活困窮者に対して、都道府県が主体となって各事業を時限で実施することにより、全国的な事業実施に向けた環境整備を行う。

##### ○ 生活困窮者自立支援の機能強化事業

各自治体の生活困窮者自立支援機関等において、NPO法人等との連携の強化、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化、家計改善支援の質の向上に関する取組等を行う。

##### ○ 就職氷河期世代等に向けた認定就労訓練の普及促進事業

認定就労訓練事業のパンフレットを作成し、事業関係者（対事業者向け、対利用者向け、対関係者向け）に対して周知する。また、就労準備支援事業利用者が引き続き認定就労訓練事業を利用できるよう利用者に対する交通費を補助する。

##### ○ 子どもの学習・生活支援の緊急強化事業

子どもの学習・生活支援事業において体験格差の解消に取り組むとともに、事業の全国的な実施に向けた環境整備として、未実施自治体における事業の立ち上げを支援する。  
また、高校生世代に対する学習支援（進路相談や情報提供を含む。）を都道府県が新たに実施するとともに、国から民間団体へも委託して支援を重層化する。

##### ○ 生活困窮者総合型就労支援モデル構築のための調査研究事業

生活困窮者の個別のニーズに合わせた、より効果的・効率的な就労支援を行うため、自立相談支援事業による就労支援・就労準備支援事業・認定就労訓練事業を一体的に実施し、一貫した就労支援を行うスキームの構築を図る。

##### ○ 中間支援組織の立ち上げ等支援事業

都道府県において、支援者同士の連携や、支援者を支えるためのネットワーク組織の立ち上げ支援を行う。また、こうしたネットワークを活用し、就労準備支援事業等の広域実施に向けた取組を行う。

等

## 全国研究交流大会 in 滋賀 を開催しました！



2025年11月8日（土）と9日（日）、滋賀県（大津市）で第12回生活困窮者自立支援全国研究交流大会（厚労省委託事業）が開催されました！今回は「視界がひらけない時代だからこそ生活困窮者支援でつくりだしたい地域共生社会。手応えもつらさも楽しさも共有しながら、経験をつなぎあい、生活困窮者支援の制度と取組を前に進めよう。」をテーマに開催し、オンラインも含め、約1300名の方にご参加いただき、

全体会と12の分科会で様々な切り口から議論・意見交換が行われました。

まとめの全体会にて、「断らない相談支援」とは、全ての問題を生活困窮者自立支援制度の担当者で解決するというのではなく、ご相談にきた人とつながり続けて、一緒に考えることというお話がありました。さまざまな関係機関・地域の人々と共に、ご本人の思いと向き合いながら支援していくことの重要性を改めて感じました。ご参加いただいた皆さま、ありがとうございました！！



### 分科会6 「専門官と一緒に私たちができる“包括的な相談支援”を考えよう！」 たくさんのご参加、ありがとうございました！

全国研究交流大会の分科会6は全国大会開催以来初めて、厚生労働省独自企画で分科会を開催しました。

生活困窮者自立支援室がある地域福祉課に所属する4名の専門官が登壇し、「包括的な相談支援」とは何なのか？」（支援体制ではないところがポイントです！というテーマでざっくばらんにお話ししました。

実は、この分科会6は配信もアーカイブもなく、会場にお越しいただいた方のみと分かち合うことができるレアな分科会になりました。私たちも、歯に衣を着せず（？）、思い思いの話ができたのではないかと思いますし、分科会終了後は、会場の皆さんと個別にさまざま意見交換をさせていただきました。

分科会では、女性支援新法、ひきこもり支援ハンドブックを話題提供として説明したところ、他職種連携でアセスメントが共有できず話し合いができなかったり、いくら連携に向けた働きかけをしても、相手が応えてくれなければ成り立たないなど、多くの課題が取り上げられました。



他職種との連携においては、「それぞれ見ている場所が違うので、見えている景色も異なり、アセスメントや支援方針も揃わないことを前提に対話をする」「地域の中でともに支援をすることで、方針やアセスメントは変化し、統合されていくといった柔軟な姿勢が必要であること、丸投げではなくコーディネートした責任を持つておく必要がある」といったことが話されました。

## 現任者向け（ステップアップ）研修 全6ブロック開催しました！ 参加者のみなさま、お疲れ様でした！

今年度から新しく始めた現任者向け（ステップアップ）研修を全6ブロックで開催しました。

ご多忙の中、多くの支援員の皆さまにご参加いただき、大盛況で終了しました！

ご参加いただいた皆さま、ありがとうございました！！

ステップアップ研修では、「対話」の時間をメインに、以下の内容を実施しました。

- ・日頃の実践について、可能な限り言語化を試みる
- ・メンタルヘルスについて考える
- ・1つの事例について全員で検討し、ご本人をどのように捉えるのか、どのような支援の手立てがあるのか（ここで意識したのは「地域」でした）、可能な限りご本人の気持ちに寄り添って検討するハードな研修の中でも、最後まで諦めず、対話を続ける皆さんの姿に、刺激を受けた2日間でした。今年度、ご参加できなかった皆様、来年度はぜひ会場でお会いしましょう！！

### ★参加者の皆さまからのアンケート結果をご紹介します★

- ・とても緊張しましたが、日々の振り返りが出来、新たな発見があり、楽しく参加できました。他県の情報も参考になり、自分の地区でどのように活かせるか考える事もありました。また、職場で共有したいと思います！
- ・2日間はあっという間で、楽しい学びでありました、ありがとうございます。プログラム内容も充実したもので、持ち帰りチーム内で共有していきたいと思いました、又、他事業の方の知識・考えを知ることが出来たことも、大変勉強になりました。
- ・こうした研修を経験することで、他市やNPOなどの考え方や地域・企業・団体とのかわり方などを学べた。たくさんの事例研究と意見交換を重ね、皆の熱い思いと向上心が刺激になった。



「キャリアサーフ・シートのペアワーク」や「わちゃわちゃの時間」では普段、皆さんが思っているモヤモヤやひっかかっていることなどを出し合いながら、自分自身を振り返る時間となりました！

### 編集後記

今年は2つプチ目標を自分の中で設定しました。

①早起きをして、ギリギリに家をでないようにする。

②1か月に1冊本を読む

①は、去年は毎日家を出るときにバタバタ準備をして、急いで電車に乗ることが多かったのですが、もっと余裕をもって準備できるようにしたいと思い、設定しました。ですが、今のところは睡眠欲に負けてしまい、結局ギリギリに家をでています…②は、自分の集中力が低下し

ていて、なかなか本を読み切れなくなってきたので、集中力をつけたいなと思い、設定しました。通勤のあいだに読もうと思うのですが、電車が混んでから・座れないからと何かと理由をつけてYouTubeばかり見えています…この1年目標達成できる日の方が多くなるように、これから頑張りたいと思います！！

最後になりましたが、ニュースレター発行にご協力いただきました皆さま、ありがとうございました。次号のニュースレターもお楽しみに！！

厚生労働省 社会・援護局  
地域福祉課 生活困窮者自立支援室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号  
電話03-6812-7848 F A X 03-3592-1459

これまでのニュースレターの  
バックナンバーはこちら

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html>

